

青森県報

号外第八十二号

平成二十七年九月十六日(水曜日)

目次

海区漁業調整委員会

東部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護の指示	事務局	一
東部海区管内におけるトドの採捕の指示	()	()
西部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護の指示	()	二
西部海区管内におけるトドの採捕の指示	()	()
西部海区管内におけるふぐはえなわ漁業の指示	()	()
同 同 同	同 同 同	同 同 同
() () ()	() () ()	() () ()
五	四	三

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第八号

漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第六十七条第一項の規定により、青森県東部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十七年九月十六日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長富田由廣

河口付近における操業の制限
1 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十七年十月一日から同年十一月三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。ただし、青森県海

2 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十七年十一月一日から同月三十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

海

域

漁業

海

域

漁業

小型定置漁業、固式さし網漁業及びえなわ漁業

面漁業調整規則第四十五条で規制する魚法、又或及び期間を除く。

新井田川河口より、太郎馬淵川河口に至る直線の防波堤の突端から、北戸市、豊洲、四番河、新井田川河口へ向かう。この堤は、太郎馬淵川河口に至る直線の防波堤の突端から、北戸市、豊洲、四番河、新井田川河口へ向かう。

3 1及び2に掲げる海域においては、平成二十七年十月一日から同年十一月三十日までの間、竿釣り、手釣りによりサケを採捕してはならない。

二 沿岸域における操業の制限

次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十七年十月一日から同年十二月三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。ただし、青森県海面漁業調整規則第四十五条で規制する漁法、区域及び期間を除く。

<p>の通北 海称郡最 大風間浦村 域。若地先 の海域にあ つては、水 深七メートル 以浅</p>	<p>最大高潮時海岸線から一百五十メートル以内の海域</p>	<p>海 域</p>
<p>小型固定式さし網漁業</p>	<p>及びはえなわ漁業</p>	<p>漁 業</p>

青森県東部海区漁業調整委員会指示第九号

青森県東部海区内におけるトドの採捕（生け捕り又は猟銃を使用する者に限る。）について、漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十七年九月十六日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 富田由庵

一定の指示において、「アシカ科」のことを「アシカ亞科（アシカ科）」とせよ。

二 採捕の承認

三 承認の手続

トドの採捕の承認を受けようとする者は、別に定める「平成二十七年度トド採捕承認事務取扱要領」（以下「取扱要領」という。）に基づき、トド採捕承認申請書を委員会に提出しなければならない。

四 承認の対象者

承認の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 試験研究の用に供しようとする者
- 2 漁具被害等の漁業被害を防止しようとする者
- 3 その他委員会が特に認めた者

五 承認をしない場合

次のいずれかに該当する場合は、承認をしない。

- 1 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であるとき
- 2 その他委員会が特に必要があると認めるとき

六 承認者数の制限

委員会は、トドの採捕の承認者数の最高限度を取扱要領で定める。

七 採捕の期間

採捕の期間は、平成二十七年十一月一日から平成二十八年五月三十一日までとする。

八 採捕数の制限

委員会は、トドの採捕数の最高限度を取扱要領で定める。

九 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者にトド採捕承認証を交付するものとする。

十 承認証の携帯義務

承認を受けた者は、トドを採捕するときは、当該承認証を携帯しなければならない。

十一 採捕の制限又は条件及び停止

委員会は、トドの繁殖保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を付け、又は採捕の停止を指示することができる。

十二 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

十三 所持販売の禁止

委員会の承認を受けない者が採捕したトドを所持し、又は販売してはならない。

十四 報告書の提出等

承認を受けた者は、採捕頭数及び揚収後の処理状況等について、取扱要領で定め

NATIONAL COMMERCIAL PUBLISHING COMPANY

取扱要領

「Jの指示に定めな
二つ一である。

ヨリノミコト

十六 指示の有効期間

この掲示の有効期間は平成二十七年十月一日から平成二十八年九月三十日までとする。

3

青森県西部海区漁業調整委員会指示第八号

漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第六十七条第一項の規定により、青森県西部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十七年九月十六日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 前田廣臣

— 河口周辺における操業の制限 —

次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十一年十月一日から同年十一月三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。ただし、青森県海面漁業調整規則第四十五条で規制する漁法、区域及び期間を除く。

海 域 漁 業

川内川河口
川内川河口中央から半径千五百メートル以内の海域

小型定置網漁業、及び固定式さし網漁業、なわ漁業

三 サケ採捕の制限

次の表の上欄に掲げる海域においては、同表中欄に掲げる期間中は、同表下欄に掲げる漁業によりサケを採捕してはならない。

海 域	期 間	漁 業
域分真の の方境北 線位に津 以二設輕 南百置郡 の九しと 日十た東 本二標津 海度柱輕 の三か郡 海十らと	お二標津分かの館 け度柱輕のら東石津 る三か郡線真端崎 海十らと及方 域分真のひ位に金郡 の方境北四設釜外 線位に津十置岩ヶ と二設輕一しへ浜 の百置郡度た鉢町 間九しと三標ヶ字 に十た東十柱崎平	南位に金輕 陸奥外ヶ浜の海域 設置岩ヶ子平 海十一度三標 十柱崎分かの のら東石津 線真端以方
の五る月二 間日五十十県 にか日八七が あら間日年別途 だけ同及ま十途 月びで月指定 一十同の十定 日四年間日する 間日十にかる ま一おら平 で月け同成	八同か 日年ら まで 同月 五年日 から 同月 及び日	及五 ら同月 平成二十 年同月 四年日 日から 同月 十五年 月十八日 月十二日 月二日 まで十 月十一月 年十一月 月十八日 月二十二日 月二日 まで十

北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から最も大方をと浦津小タハタ型定置漁業を対象とした八ヶ浦の漁業とし、西たはたの漁業を基点として、深瀬町及び大字深瀬を定置漁業とした。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第九号

青森県西部海区管内におけるトドの採捕（生け捕り又は獵銃を使用する者）に限る。（）について、漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十七年九月十六日

青森県西部海区漁業調整委員会

承認証の携帯義務
承認を受けた者は、トドを採捕するときには、当該承認証を携帯しなければなら

会長 前田廣臣

委員会は、トドの繁殖保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を付け、又は採捕の停止を指示することができる。

一定 義
「アシカ」の指示において、アシカ科（アシカ科）のことを二つ。採捕の承認

青森県西部海区海域において、トドを採捕しようとする者は、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」といへ。）の承認を受けなければならない。

三 承認の手続

トドの採捕の承認を受けようとする者は、別に定める「平成二十七年度トド採捕承認事務取扱要領」（以下「取扱要領」という。）に基づき、トド採捕承認申請書を委員会に提出しなければならない。

四 承認の対象者

承認の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

1 試験研究の

3 2 漁具被害等の漁業被害を防止しようとする者
その他委員会が特に認めた者

五 承認をしない場合

次のいずれかに該当する場合は、承認をしない。

1 申請者が漁業に

その他委員会が特に必要があると認めるとき

六 承認者数の制限

委員会は、トドの採捕の承認者数の最高限度を取扱要領で定める。

七 採捕の期間

採捕の期間は、平成二十七年十一月一日から平成二十八年五月三十一日までとする。

八 採捕数の制限

委員会は、トドの採捕数の最高限度を取扱要領で定める。

九 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者にトド採捕承認証を交付するものとする。

操業の制限

次に掲げる制限海域及び制限期間においては、動力漁船を使用して行うフグの採

青森県西部海区漁業調整委員会
会長前田

青森県西部海区漁業調整委員会指示第十四号

漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第六十七条第一項の規定により、青森県西部海区管内におけるフグの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業について、次のとおり指示する。

平成二十七年九月十六日

捕を目的とするはえなわ漁業（以下「はえなわ漁業」という。）の操業をしてはならない。ただし、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた者については、この限りでない。

1 制限海域

青森県西津軽郡船作埼灯台中心点の正西線以北かつ北津軽郡権現崎南灯台中心点の正西線以南の青森県日本海沖合海域。ただし、沖合底びき網漁業禁止区域を除く。

2 制限期間

平成二十七年十月一日から平成二十九年九月三十日まで

3 操業の承認

一に掲げる制限海域及び制限期間においてはえなわ漁業を営もうとする者は、委員会が別に定める平成二十七年度及び平成二十八年度青森県西部海区ふぐはえなわ漁業操業承認事務取扱要領により申請し、承認を受けなければならない。

4 承認の有効期間

平成二十七年十月一日から平成二十八年十一月三十一日まで

5 操業期間

平成二十七年十月一日から同年十二月三十一日まで及び平成二十八年十月一日から同年十二月三十一日まで。ただし、赤石川河口左岸から真方位三百二十度の線以南の海域においては、平成二十七年及び平成二十八年の十月一日から同月十四日までの期間内は操業してはならない。

6 承認対象者

青森県西津軽郡、つがる市、五所川原市及び北津軽郡に住所を有する者

7 承認対象船舶

総トン数十五トン未満船とする。

8 承認隻数

七十二隻以内とする。

9 操業時間

午前八時から午後三時までとする。

10 承認証の交付

委員会は、承認したときは、別に定める操業承認証を交付する。

11 操業者の遵守事項

12 漁具の制限

漁具の総延長は三キロメートル以内とする。
漁具の標識には、漁具標識を明確にするとともに、船名を明記した名札を付さなければならない。

13 船体の表示

船橋櫻両側面の見やすい場所に、別に定める標識を表示しなければならない。

14 承認証の携帯

操業に当たっては、委員会が交付した操業承認証を携帯しなければならない。

15 漁獲成績の報告

毎年度操業終了後委員会に漁獲成績を報告しなければならない。

16 承認の取消

委員会は、この指示に違反したときは、承認を取り消すことができる。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 森 県号	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七 東奥印刷新株式会社
毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭	